

## 1 当行の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及び成果等

#### ① 主要な事業内容

当行は、千葉県を主要な地盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務、為替業務に加え、日本銀行等金融機関の代理業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務、信託業務などを通じ、地域の皆さまに幅広い金融商品・サービスを提供しています。

#### ② 金融経済環境

**国内経済** ▶ 当期のわが国経済をかえりみますと、新型コロナウイルス感染症や物価上昇、世界的な金融引締めなどの影響を受けたものの、各種政策の効果による個人消費や設備投資などの改善を背景として、景気は持ち直しの動きがみられています。ただし、金融引締めの継続などに伴う海外景気の下振れや物価上昇、供給面での制約などの影響も懸念されるため、先行きは依然として不透明な状況が続いています。

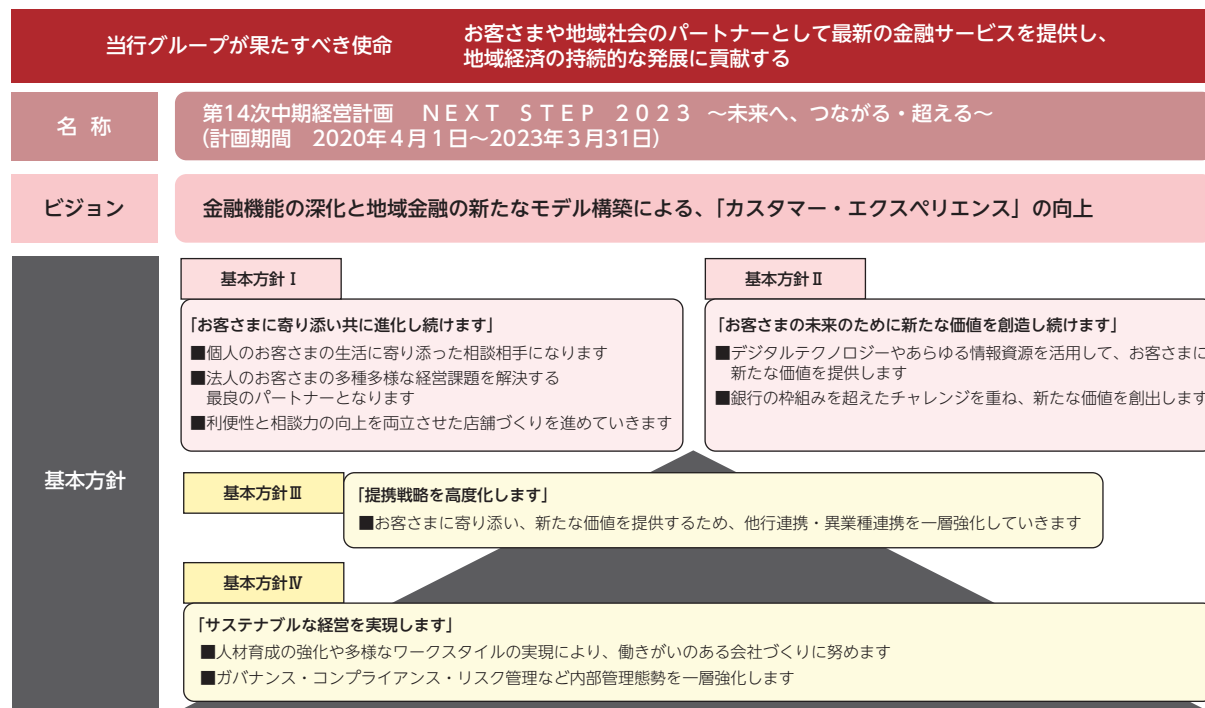
**県内経済** ▶ 県内経済につきましては、行動制限が緩和されるなかで、観光や飲食などの対面サービス業の回復が続いているほか、輸出回復などに支えられ、製造業でも改善基調が継続しています。また、交通インフラ整備や物流施設などの官民プロジェクトの進展に加え、都市部の住宅ニーズを背景とした底堅い建設需要などから全体としては持ち直しの動きが続いています。

**金融情勢** ▶ 金融情勢をみますと、無担保コール翌日物金利は一時△0.08%程度まで低下しましたが、期末には△0.03%まで上昇しました。長期国債の流通利回りは日本銀行によるイールドカーブ・コントロールの見直しにより期の後半は0.50%まで急上昇しましたが、期末にかけては0.30%前後まで低下しました。日経平均株価は期を通して27,000円前後で推移しました。

#### ③ 事業の経過及び成果

このような金融経済環境のなか、当行は、2020年4月から2023年3月までの3年間を計画期間とする第14次中期経営計画「NEXT STEP 2023 ～未来へ、つながる・超える～」において、ビジョンとして掲げる「金融機能の深化と地域金融の新たなモデル構築による、『カスタマー・エクスペリエンス』の向上」の実現に向け、4つの基本方針に基づき、各種施策に積極的に取り組みました。

## 【第14次中期経営計画の概要】



### ◇基本方針 I 「お客さまに寄り添い共に進化し続けます」

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、顕在化した事業者の経営課題や、個人の価値観・行動の変化に対応するため、既存業務を進化させ、お客さまや地域社会にとって真に価値あるサービスを提供しました。

個人のお客さまに対しては、一人ひとりの生活に寄り添い、ライフイベントに沿った最適な金融サービスを提供しました。昨年7月に保険証券分析システムを導入するとともに、10月には新たに業務提携したウェルスナビ株式会社が提供するロボアドバイザー「WealthNavi for 千葉銀行」の取扱いを開始しました。また、コールセンターの活用を強化することにより、来店が難しいお客さまに対しての対応力向上にも努めました。

住宅ローンにおいては、変化するお客さまのニーズに対応するため、審査基準の一部見直しや非対面チャネルのインフラ整備を行ったほか、高齢化の進行を背景として、引き続きニーズの高い信託・相続関連業務への取組みにも注力しました。

法人のお客さまに対しては、将来にわたる経営パートナーとして深度ある対話を継続し、真の経営課題を把握したうえで、円滑な資金対応のほか、本業支援や事業再構築に向けた伴走支援に積極的に取り組みました。なかでも、さまざまな経営課題の解決に向けたコンサルティングサービスを行う「アドバイザリー業務」や、お客さまのデジタル化支援を行う「ICTコンサルティング業務」への取組みに注力しました。

業務提携している株式会社チェンジと協業して自治体向けのDX（デジタルトランスフォーメーション）支援業務にも力を入れており、昨年6月に印西市とDX支援に関する業務委託契約を締結し、同市の全庁業務量及び人材配置の調査分析業務を受託しました。

また、自社株式の概算評価額や一般的な承継方法を紹介する「ちばぎんコーポレートドック報告書」を起点として、長期的な目線で経営承継ニーズを発掘し、事業承継やM&Aに関するコンサルティングに積極的に取り組みました。

地方創生では、地域社会の持続的な発展や地域経済の活性化及び市民サービスの向上を図るため、昨年4月に袖ケ浦市と地域活性化に関する包括連携協定を締結したほか、東庄町観光協会や株式会社飯沼本家、富洋観光開発株式会社、有限会社魚眠庵マルキ本館などが実施している地域活性化に向けたさまざまな実証事業の支援に注力しました。

また、今年3月に「コロナ禍における地域医療への貢献～エクモカー寄贈&当行研修センター活用～」が、内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局の「令和4年度 地方創生に資する金融機関等の『特徴的な取組事例』」として選出されました。

## ◇基本方針Ⅱ「お客さまの未来のために新たな価値を創造し続けます」

将来を見据え、銀行の枠組みに捉われない新たなサービスの開発や事業領域の開拓を進めました。

### （DXへの取組み）

環境変化に対応するため、DXへの取組みを重要課題と捉え、諸施策を組織横断的に進めました。

お客さまの利便性向上を図るため、取引の起点となる「ちばぎんアプリ」において、定期預金の口座開設や自動車税支払いなどの機能追加を行うとともに、昨年9月に地方銀行としては初めてとなるApple Watch向けのアプリの導入を行いました。さらに、今年2月から事前与信の実施により対象先を限定する、カードレスタイプのカードローン「ちばぎんアプリ Oneローン」を創設しました。

事業者と当行をつなぐあらゆるサービスのハブとなる「ちばぎんビジネスポータル」においては、他行口座連携や借入照会などの機能を追加したほか、お客さまの事業を支援するための補助金・助成金自動診断システム「Jシステム」の提供を開始しました。

また、仮想データ統合ツールを活用し、行内外の各種データから潜在ニーズを把握したうえで、お客さまにパーソナライズ化した付加価値の高い提案を行うなど、データマーケティングの高度化を図りました。

キャッシュレス事業では、昨年10月より「TSUBASAちばぎんキャッシュレス加盟店サービス」において、既に取り扱っているVisa、Mastercardに加え、新たにJCBブランド等の取扱いを開始し、国内の銀行では初めて主要国際ブランドの全てを銀行本体で対応可能とし、お客さまの利便性向上を図りました。また、地域エコシステムの実現に向け、TSUBASAちばぎんVisaデビットカードのTSUBASAポイントを活用し、買い物が可能になるTSUBASAポイント決済の取扱いを開始したほか、業務の一元化・効率化を図るため、グループ会社も含めた事業再編の検討も進めました。

### （新事業への取組み）

非金融分野においても地域の活性化や取引先の本業支援を行うため、地域商社「ちばざん商店株式会社」を通じて新商品や新サービスなど千葉の新たな価値の提供に努めました。地域の鉄道事業者と連携し、「小湊鐵道沿線エリア特集」や「千葉都市モノレール沿線エリア特集」といった特別企画をリリースするなど、エリア全体での地域活性化に向けた取組みを強化したほか、今年1月より商流の川上に立った新たなビジネスモデルを確立するため、住宅関連新サービスとして「ちばの住まいコンシェルジュ」を開始しました。

また、昨年4月から事業を開始した「株式会社オンアド」では、オンラインによる中立的なアドバイスを特化した、金融コンサルティングサービスを提供することにより、お客さまのお金に関する相談の解決に向けたサポートに努めました。

さらに、地域の事業者と地域内外の消費者をつなぎ、地域経済の活性化を図る広告事業への本格参入に向けた準備を進めるとともに、再生エネルギーの地産地消を通じて地域一体となった脱炭素社会の実現を目指す電力事業参入に向け、当行が100%出資する子会社の設立を決議しました。このほか、お客さまの多様な不動産ニーズへの対応力を強化するため、不動産ファンド事業を開始するとともに、BaaS、メタバースなど新たな分野への参入の検討も進めました。

### ◇基本方針Ⅲ「提携戦略を高度化します」

他行や異業種との連携を一層強化し、新たなサービスや事業の創出を進めました。

TSUBASAアライアンスでは、「TSUBASAアライアンス株式会社」内に設置した事業戦略部が中心となり、広域かつ大規模な連携によるスケールメリットを活かしたさまざまなトップライン向上施策やコスト削減施策に取り組みました。また、昨年4月に「TSUBASA ダイバーシティ&インクルージョン宣言」を共同で制定したほか、8月には女性の幹部候補育成を目的とした「TSUBASAクロスメンター制度」を創設しました。

千葉・武蔵野アライアンスでは、「千葉・武蔵野アライアンス新5か年計画」に基づき、アプリなどデジタル領域における協業やバックオフィス業務の共同化・共通化領域の拡大、人材交流の促進などを積極的に行いました。

千葉・横浜パートナーシップでは、トップ地銀同士のノウハウを共有しながら、LBOローンや不動産ノンリコースローンなど高度なファイナンスでの連携をさらに強化したほか、脱炭素に向けた取組みなどサステナビリティ分野における協業にも注力しました。

異業種との連携では、昨年10月にソニー銀行株式会社と業務提携を行い、「デジタル技術や商品・サービスの相互提供」や「テクノロジーの活用についての共同研究」を通じて、多様化するお客さまの資産運用や資産形成のニーズへの対応力向上に努めました。

### ◇基本方針Ⅳ「サステナブルな経営を実現します」

将来の環境変化にも揺るがない、サステナブルな経営を実現するため、人材育成や業務効率化、SDGsなどへの取組みを進めました。

#### （人材育成）

高度な戦略を実現するにあたり、「人材」が最も重要な経営資本として捉えており、さまざまな分野の外部企業などへ積極的にトレーニーを派遣することなどにより人材育成の取組みを一層強化しました。なかでも、行内外の育成プログラムによりDXに関する専門スキルを高める「DXトレーニー」を継続的に実施することにより、DX人材の計画的な育成に努めました。

また、グループ全体のリソースの最適化を図るため、グループに必要となる人材を銀行本体で一括採用する準備を整えるとともに、グループ間の人材交流を積極的に行うことなどによりグループ一体運用を強化しました。さらに、職員一人ひとりにあわせた研修メニューを提供するための企業内大学「ちばぎんアカデミー」の開校に向けた準備を進めたほか、営業店担当者の事業者向けサービスにおける専門性向上を図るため、「法人向けソリューション・プロフェッショナル認定制度」を新たに創設しました。

#### **(業務効率化)**

昨年6月に営業店業務におけるペーパーレス・印鑑レス化を実現するため、中国銀行及び日本アイ・ビー・エム株式会社と共同開発した「TSUBASA汎用ペーパーレスシステム」を導入するとともに、7月には事業性融資における電子契約サービス「ちばぎん電子契約サービス for Biz」を導入しました。このほか、投資信託や保険に関する手続きの完全ペーパーレス・印鑑レス化を目指すための準備も進めました。

#### **(SDGs)**

「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、長期志向で社会価値と経済価値との両立を目指し、ESG課題への取組みを積極的に進めるとともに、「ちばぎんグループSDGs宣言」にて特定した5つのマテリアリティのもと、グループ一体となって、事業活動を通じた社会・環境課題の解決に貢献する取組みを進めました。今年2月に地域におけるSDGs普及促進の枠組みとして参加している「ちばSDGs推進ネットワーク」を活かした官民連携による地方創生の取組みが、内閣府の第2回「地方創生SDGs金融表彰」を受賞しました。

#### **▶ 「脱炭素」「環境」**

当行は2030年度までにカーボンニュートラル達成を目指すことを目標に掲げ、グループ一体となって「脱炭素社会」の実現に向けた取組みを進めており、昨年10月より自社契約電力を再生可能エネルギー由来の電力に切り替えを行いました。また、株式会社ウェザーニューズと協働し、気候関連財務情報開示タスクフォース（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：TCFD）提言に基づく気候変動情報に関する開示の強化を図りました。

昨年12月には投融資先のお客さまに対する温室効果ガス（Greenhouse Gas:GHG）排出量の測定・開示に向けた取組みを推進するため、国際的イニシアチブである「Partnership for Carbon Accounting Financials：PCAF」に加盟したほか、GHG排出量算定・可視化クラウドサービス「zeroboard」の活用によるお客さまの脱炭素経営への取組支援を強化するため、株式会社ゼロボードと業務提携を行いました。

また、「ちばぎんSDGsリーダーズローン」を中心としたサステナブルファイナンスや、「ESG評価シート」を活用した事業性評価の取組みなど、お客さまのサステナブル経営や脱炭素化に向けた支援にも注力しました。このような取組みが評価され、今年3月に21世紀金融行動原則の「最優良取組事例（環境大臣賞・地域部門）」を受賞することができました。

このほか、今年2月に自然関連の財務情報を開示する枠組みの構築に貢献し、自然資本や生物多様性の保全に積極的に取り組むため、自然関連財務情報開示タスクフォース（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：TNFD）の取組みに賛同し、TNFDフォーラムへ参画しました。



### ▶ 「社会」 「ダイバーシティ&インクルージョン」

昨年10月に国道357号湾岸千葉地区改良の地下立体化で生まれた上部空間を、官民が協働して地域のにぎわい創出やまちづくりなどに活用していくことを目的として、国土交通省関東地区整備局千葉国道事務所及び千葉市と「国道357号におけるにぎわい創出に向けた包括連携協定」を締結しました。また、本協定に基づき11月に社会実験イベント「STAY STREET」を共催しました。

また、創立80周年記念事業として、同空間を活用したマルシェの開催や、本店ビル内「金融資料室」「コワーキングスペース」のオープンなどに向けた準備を進めました。

多様な人材がお互いに尊重し合い、いきいきと活躍する風土を醸成するため、ダイバーシティ&インクルージョンの推進にも積極的に取り組みました。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画（第2期：2021年7月2日から2026年7月1日）に基づき、「リーダー職以上に占める女性比率を30%以上とする」「有給休暇の取得率を80%以上とする」「男性の育児休業取得率100%を継続する」という3つの数値目標の達成に向けた取組みを強化したほか、職員が持てる能力を発揮しながら活躍できる組織づくりに注力しました。

こうした取組みの結果、経済産業省・東京証券取引所が女性活躍推進に優れた上場企業として評価する「なでしこ銘柄」に6年連続で選定されました。

### ▶ 「ガバナンス」

社外取締役3名を含む9名の取締役からなる取締役会が経営方針やその他重要な業務執行を決定するとともに、業務執行の監督を適切に行いました。また、取締役会の実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割いて議論の活性化を図ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションや取締役合宿を実施し、重要な経営戦略等について議論を深めるなど取締役会の運営の高度化に努めました。また、ガバナンスの透明性・客観性を高めるため、「指名・報酬・経営諮問委員会」の委員長を社外取締役に変更しました。

さらに、全本部室とグループ会社にて定期的に「トップリスク会議」を開催し、重点取組項目の対応状況やリスク項目の選定に係る検討結果等について、社外取締役、監査役とディスカッションを実施し取締役会に報告しました。

グループCEOによる全体統括のもと、グループチーフオフィサーを所管分野の責任者として配置しており、グループを統合的に管理しました。また、グループ一体経営やグループ・ガバナンスの高度化を実現するため、営業面・管理面など執行全般を統括する「グループ戦略部」の新設について決議したほか、責任の明確化の観点より各社の業務所管部を1社1部に定め、これまでのリスクに対する横断的な管理のみならず最適な経営資源配分を実現するため、グループ管理部署を新たに設置することとしました。このほか、株主の皆さまとの建設的な対話に向け、IR活動などを通じて積極的な情報開示に努めました。

このような活動により、当期につきましては、次のような成果を収めることができました。この間のお客さま並びに株主の皆さまのご支援に厚くお礼申し上げます。

**預金等** ▶ 預金につきましては、個人預金が前期末比3,830億円増加したことなどにより、期末残高は前期末比6,368億円増加し、15兆4,244億円となりました。また、投資信託のお預かり残高は、前期末比332億円増加し、3,759億円となりました。

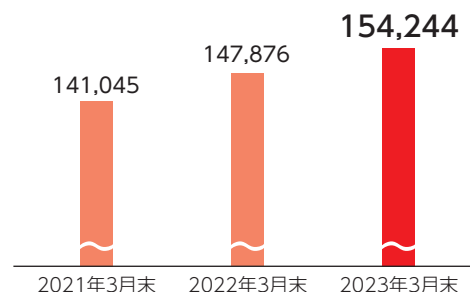
**貸出金** ▶ 貸出金につきましては、お客さまのお借入のニーズに積極的にお応えしたことから、期末残高は前期末比4,622億円増加し、12兆1,536億円となりました。

**特定取引** ▶ 特定取引資産につきましては、期末残高は前期末比237億円増加し、1,616億円、また特定取引負債は、前期末比81億円増加し、186億円となりました。

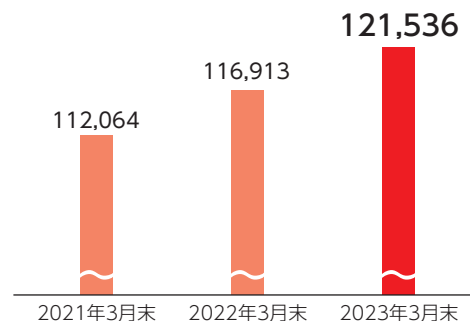
**有価証券** ▶ 有価証券につきましては、期末残高は前期末比910億円増加し、2兆5,543億円となりました。

**損益状況** ▶ 損益につきましては、預金及び貸出金の増加などにより、収益力の向上を図りました。この結果、経常利益は817億53百万円、当期純利益は581億27百万円となりました。また、連結の経常利益は869億83百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は602億76百万円となりました。

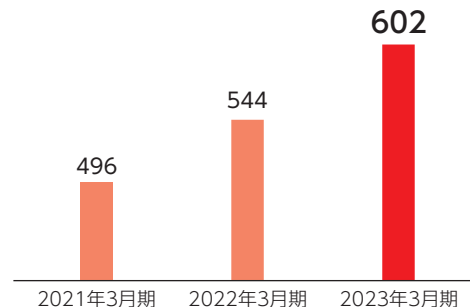
■ 預金の状況 (単位：億円)



■ 貸出金の状況 (単位：億円)



■ 当期純利益の状況 (連結) (単位：億円)



**店舗** ▶ 店舗につきましては、東金エリア内の店舗ネットワークを活用しながら、各支店長のノウハウの共有や地域情報の集約を図るとともに、地方創生などの地域に密着した活動を積極的に行うことにより、お客さまにより質の高いサービスを提供するため、東金エリアの営業店を統括する「東金エリア営業部」を新設しました。

また、佐原支店を香取市が新設する複合施設「みんなの賑わい交流拠点コンパス(KOMPAS)」に移転したほか、お客さまとの重要な接点として捉え、エリア毎の特性を踏まえた店舗ネットワークの見直しを行いました。当期末の営業所数は、本店のほか164支店(うち仮想店舗3か店)、14出張所、5特別出張所の合計184か店、店舗外現金自動設備は50,723か所(うち自行の店舗外現金自動設備は251か所、セブン銀行との提携による共同ATMは24,989か所、イーネットとの提携による共同ATMは12,016か所、ローソン銀行との提携による共同ATMは13,467か所)となりました。このほかでは、両替出張所3か所、海外駐在員事務所3か所となっております。

#### 4 当行の対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の影響により、個人の価値観や行動様式は大きく変化するとともに、事業者の経営課題の多様化が進むなど銀行を取り巻く環境は大きく変化しています。また、足元の物価上昇や世界的な金融引き締めなどの影響により、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いています。一方で、銀行業界では規制緩和が進み、さまざまな事業領域への参入が可能となるなど収益機会が拡大しています。

こうした目まぐるしい環境変化に伴い、お客さまのニーズも変化し続けており、それに対応する地域金融機関の果たすべき社会的使命はこれまで以上に大きくなっていると認識しています。当行グループはそうした社会的使命をしっかりと果たしていくため、今後もビジネスモデルをさらに進化させ続けていく必要があります。

当行は今年3月に創立80周年という大きな節目を迎えるなか、今回初めてパーパス及びビジョンを制定し、当行グループの不変的な存在意義を明確にしました。

パーパスについては、「一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする」とし、これまでのような金融機能を中心としたサービスである「機能的価値」の提供から視座を一段引き上げ、地域の社会的課題解決に貢献するなどの「社会的価値」の提供を目指していきます。

また、パーパスを実現するための目指す姿として、「地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ」というビジョンを掲げています。

エンゲージメントとは、お客さまの深い理解、やりがいや成長機会の提供を通じた職員との深い信頼関係、成長戦略の共有による株主との共感といった、全てのステークホルダーとの深いつながりを意味しています。

こうしたエンゲージメントがもたらす価値提供を通じて、地域とともに成長し続ける銀行グループを目指します。



## 【パーパス・ビジョン】

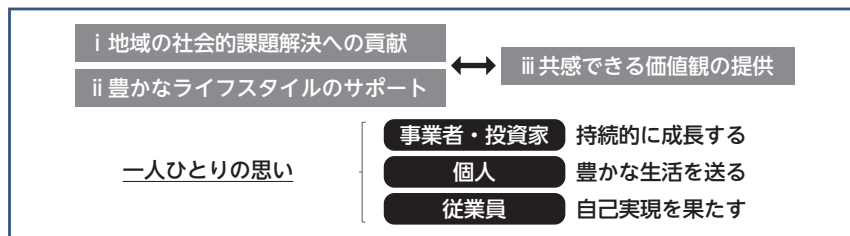
### パーパス

一人ひとりの思いを、もっと実現できる地域社会にする

当行グループは、金融機能を提供するなどの「機能的価値」に加え、地域の課題解決に貢献するなどの「社会的価値」を創出するために存在。  
変化する時代の中で、地域を「ステークホルダーの思いが叶う場所」へ。

企業としての視座を引き上げる

機能的価値 + 社会的価値 →



※地域の社会的課題…コロナ、デジタル化、SDGs、地方創生など、地域社会の持続性に関連する諸課題

### ビジョン

地域に寄り添う エンゲージメントバンクグループ

【エンゲージメントバンクグループ】

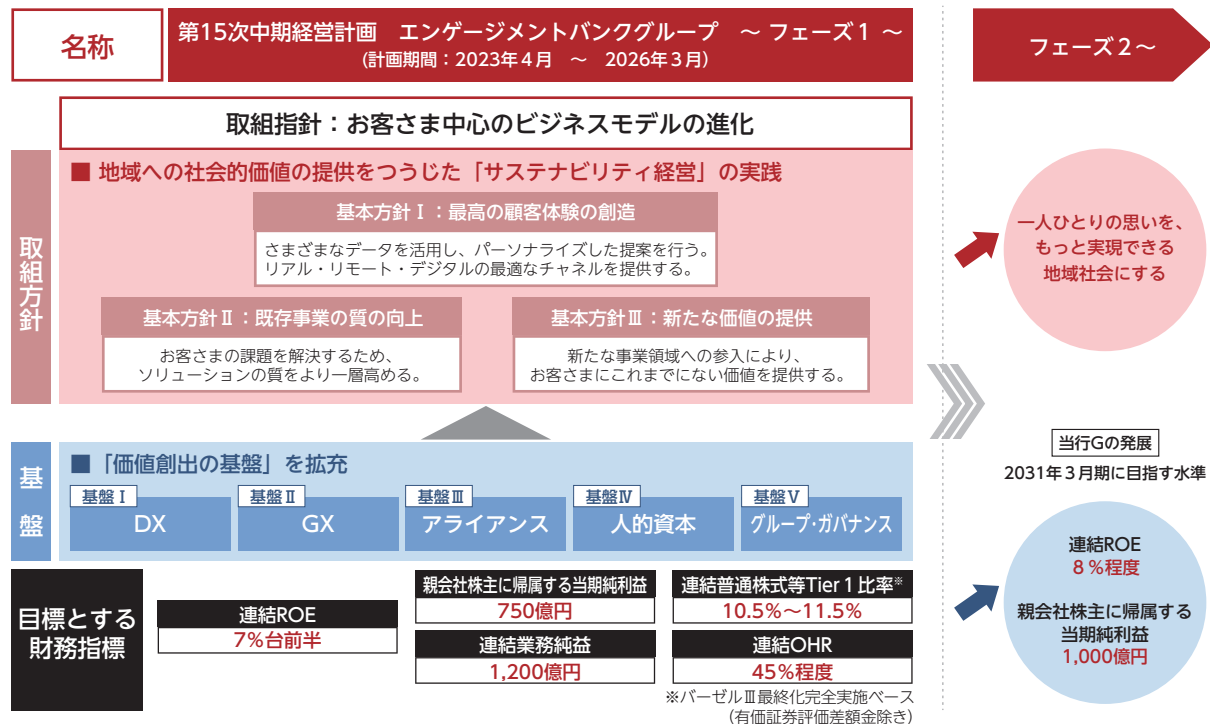
お客さま、従業員、株主などのステークホルダーとの深いつながりを背景とした価値提供を通じ、地域とともに成長し続ける銀行グループ

パーパス・ビジョンを踏まえ、2023年4月から2026年3月までの3年間を計画期間とする第15次中期経営計画「エンゲージメントバンクグループ ～フェーズ1～」を新たにスタートしました。新たな中期経営計画では、「お客さま中心のビジネスモデルの進化」を取組指針とし、3つの基本方針として「最高の顧客体験の創造」「既存事業の質の向上」「新たな価値の提供」を掲げています。

また、それを支える5つの「価値創出の基盤」を「DX」「GX（グリーントランスフォーメーション）」「アライアンス」「人的資本」「グループ・ガバナンス」としています。

財務指標の目標としては、「連結ROE 7%台前半」「親会社株主に帰属する当期純利益750億円」「連結業務純益1,200億円」「連結Tier1比率10.5%～11.5%」「連結OHR45%程度」の5つを掲げ、2031年3月期には連結ROE 8%程度、親会社株主に帰属する当期純利益1,000億円を目指していきます。

【第15次中期経営計画の概要】



引き続き、お客さま、株主の皆さま、地域社会の方々などのご期待にお応えできるよう最大限の努力を尽くす所存でございます。株主の皆さまにおかれましても、引き続き力強いご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
預 金	12,788,913	14,104,504	14,787,688	15,424,491
定期性預金	3,369,894	3,444,087	3,415,830	3,466,664
その他	9,419,018	10,660,417	11,371,857	11,957,826
社 債	115,229	83,160	103,331	110,038
貸 出 金	10,616,525	11,206,449	11,691,342	12,153,618
個人向け	3,792,870	3,899,060	3,997,946	4,089,597
中小企業向け	4,857,155	5,200,709	5,452,736	5,781,563
その他	1,966,499	2,106,679	2,240,659	2,282,456
特定取引資産 (トレーディング資産)	412,833	157,387	137,929	161,660
特定取引負債 (トレーディング負債)	25,641	16,792	10,448	18,618
有 価 証 券	2,103,737	2,380,625	2,463,245	2,554,340
国 債	170,936	187,008	163,323	284,858
その他	1,932,801	2,193,616	2,299,922	2,269,482
総 資 産	15,537,059	17,795,820	19,011,209	19,690,575
内 国 為 替 取 扱 高	72,002,112	71,610,148	77,185,964	79,589,527
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 4,961	百万ドル 4,767	百万ドル 5,295	百万ドル 5,912
経 常 利 益	67,872	64,237	73,650	81,753
当 期 純 利 益	45,937	45,698	52,328	58,127
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	61円20銭	61円51銭	70円55銭	79円58銭
信 託 財 産	2,964	3,898	9,044	13,577
信 託 報 酬	8	23	115	122

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
経常収益	242,982	232,940	236,092	278,377
経常利益	72,617	71,819	78,827	86,983
親会社株主に帰属する当期純利益	48,037	49,641	54,498	60,276
純資産額	929,334	1,041,756	1,059,091	1,061,115
総資産	15,609,936	17,898,168	19,104,764	19,787,882

(注) 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 使用人の状況

	当年度末
使用人数	3,965人
平均年齢	39年3月
平均勤続年数	15年9月
平均給与月額	435千円

- (注) 1. 平均年齢・平均勤続年数・平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 使用人数には、執行役員13人及び臨時雇員並びに嘱託を含んでおりません。  
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

#### 4. 営業所等の状況

##### イ. 営業所数

			当年度末	
			店	うち出張所
千	葉	県	158	(17)
東	京	都	15	(1)
埼	玉	県	3	(—)
茨	城	県	4	(1)
大	阪	府	1	(—)
国	内	計	181	(19)
米		州	1	(—)
欧		州	1	(—)
ア	ジ	ア	1	(—)
海	外	計	3	(—)
合		計	184	(19)

(注) 上記のほか、両替出張所、海外駐在員事務所及び店舗外現金自動設備を以下のとおり設置しております。

		当年度末
両	替出張所 (成田空港)	3か所
海	外駐在員事務所	3か所
店	舗外現金自動設備	50,723か所



ロ. 当年度新設営業所

当年度において、新設した営業所はありません。

(注) 当年度において、柏支店柏ローンプラザ出張所を廃止しております。  
このほかに、次のとおり店舗外現金自動設備の新設・廃止を行いました。

○店舗外現金自動設備の新設

当行A T M	4か所
セブン銀行との提携による共同A T M	1,287か所
イーネットとの提携による共同A T M	178か所
ローソン銀行との提携による共同A T M	242か所

○店舗外現金自動設備の廃止

当行A T M	20か所
セブン銀行との提携による共同A T M	666か所
イーネットとの提携による共同A T M	262か所
ローソン銀行との提携による共同A T M	276か所

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
株式会社 武蔵野銀行	武蔵野銀行池袋支店 東京都豊島区東池袋一丁目24番1号 (ニッセイ池袋ビル11階)	普通銀行

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
株式会社 武蔵野銀行

5. 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	10,197
---------	--------

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア	4,876
本店施設	1,902
営業店施設	1,066

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

## 6. 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

(年度末現在)

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社総武	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	千葉銀行用店舗・厚生 施設の賃貸、保守、管 理及び調度品・消耗品 等の調達、販売業務	百万円 20	% 100.00	—
ちばぎんキャリア サービス株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	経理総務関連業務、 職業紹介業務	20	100.00	—
ちば債権回収株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	債権管理回収業務	500	100.00	—
ちばぎんハートフル 株式会社	千葉県美浜区真砂 四丁目1番10号	千葉銀行の事務代行 業務	10	100.00	—
ちばぎん証券株式会社	千葉市中央区中央 二丁目5番1号	証券業務	4,374	100.00	—
ちばぎん保証株式会社	千葉市稲毛区稲毛東 三丁目17番5号	住宅ローン等に係る信 用保証業務	54	45.63	—
ちばぎんジェーシー ピーカード株式会社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	49.00	—
ちばぎんディーシー カード株式会社	千葉県美浜区中瀬 二丁目6番地1	クレジットカード業務、 信用保証業務	50	40.00	—
ちばぎんリース 株式会社	千葉県美浜区中瀬 一丁目10番地2	リース業務	100	49.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 当行議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
 3. 上記9社は、連結子会社及び子法人等であります。また、その他の持分法適用会社は6社であります。

## 重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉興業銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、農林中央金庫、千葉県内17農業協同組合、中央労働金庫及び千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社イーネット（銀行50行、他13社、合計63社の共同出資会社）との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
7. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社ローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金のサービス等を行っております。
9. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社北洋銀行、株式会社東邦銀行、日本アイ・ビー・エム株式会社及びギンドリルジャパン株式会社との間で、「基幹系システムの共同化に係わる基本合意書」を締結しております。
10. 株式会社第四北越銀行、株式会社中国銀行、株式会社伊予銀行、株式会社東邦銀行、株式会社北洋銀行、株式会社武蔵野銀行、株式会社滋賀銀行、株式会社琉球銀行及び株式会社群馬銀行との間で、「TSUBASAアライアンスに関する基本合意書」を締結しております。
11. 株式会社武蔵野銀行との間で、業務及び資本の提携に関して「包括提携契約書」（千葉・武蔵野アライアンス）を締結しております。
12. 株式会社横浜銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結しております。
13. ソニー銀行株式会社との間で、業務提携に関する「基本合意書」を締結しております。

## 7. 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

## 8. その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### 1. 会社役員 の 状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐久間 英 利	取締役会長（代表取締役・グループCEO）		
米 本 努	取締役頭取（代表取締役・グループCOO）		
篠 崎 忠 義	取締役専務執行役員（グループCSO） 経営企画部、広報部、経営管理部 担当		
山 崎 清 美	取締役専務執行役員（グループCBO） 営業本部長 営業本部、営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部、市場営業部、市場業務部 担当		
高 津 典 生	取締役常務執行役員（グループCIO） 事務企画部、システム部、業務集中部、事務サービス部 担当		
淡 路 睦	取締役常務執行役員（グループCDTO・グループCHRO） デジタル改革部、人材育成部、ダイバーシティ推進部、秘書室 担当		
田 島 優 子	取締役（社外取締役）	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役） 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	
高 山 靖 子	取締役（社外取締役）	横河電機株式会社監査役（社外監査役） コスモエネルギーホールディングス株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	
木 内 登 英	取締役（社外取締役）		

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
飯嶋大三	常勤監査役		
菊地和博	常勤監査役 (社外監査役)		
高橋経一	常勤監査役 (社外監査役)		
片山雄一	監査役		
高橋渡	監査役 (社外監査役)		

(注) 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、取締役田島優子、高山靖子、木内登英及び監査役菊地和博、高橋経一、高橋渡を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

(ご参考) 当行は、執行役員制度を採用しております。執行役員 (取締役を兼務する執行役員を除く) の氏名、地位及び担当は次のとおりであります。  
(年度末現在)

氏名	地位及び担当
戸塚有彦	常務執行役員 (グループCRO) コンプライアンス・リスク統括部、品質管理部 担当
福尾博永	常務執行役員 審査担当 企業サポート部、ローンサポート部 担当
麻生博章	常務執行役員 国内営業担当 営業企画部、法人営業部、経営承継コンサルティング部、地方創生部、信託コンサルティング部、ローン営業部、資産運用コンサルティング部、カード事業部 担当
小高信和	常務執行役員 市場営業担当 市場営業部、市場業務部 担当
俣木洋一	常務執行役員 本店営業部長 兼 本店営業部幸町特別出張所長



(年度末現在)

氏名	地位及び担当
西村 祐介	執行役員 東京営業部長
泉 京太	執行役員 企業サポート部長
田中 一成	執行役員 (グループ副CIO)
中村 旬治	執行役員 船橋支店長
牧之瀬 孝	執行役員 人材育成部長
三上 幸男	執行役員 秋葉原支店長
杉原 正幸	執行役員 中央支店長 兼 京成駅前支店長
小高 栄二	執行役員 地方創生部長
三宅 和枝	執行役員 監査部長
宮内 政樹	執行役員 ローン営業部長

(注) 常務執行役員戸塚有彦、福尾博永は2023年3月31日をもって辞任しております。

## 2. 会社役員に対する報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当行は、2021年4月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬・経営諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬・経営諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、透明性、公平性及び合理性を確保するため、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、取締役会が定める報酬規程に基づき、取締役会において決定することを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、固定報酬のみとする。

#### 2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行の取締役の基本報酬は、月例の役位別固定報酬とし、役位別固定報酬は、役位毎の責任の重さに応じて支給するものとする。

#### 3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当行は金融機関としての健全性を重視しつつ、株主との一層の価値共有による経営意識の向上、業績向上に資する役員報酬制度について、指名・報酬・経営諮問委員会で適宜検討を行う。業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給する。非金銭報酬等は、当行株価と取締役の報酬の連動性を強め、企業価値向上に対する貢献意欲や株主との一層の価値共有による経営意識を高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しており、毎年一定の時期に支給する。

#### 4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の役員報酬制度や種類別の報酬割合については、当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業を参考にし、適宜、環境の変化に応じて、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会において検討を行う。取締役会（5の委任を受けた代表取締役頭取）は指名・報酬・経営諮問委員会の審議の内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：賞与：非金銭報酬等＝75：5：20とする。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役頭取がその具体的内容について委任を受け評価配分する。取締役会は、当該権限が代表取締役頭取によって適切に行使されるよう、独立社外取締役が委員の過半数を占める指名・報酬・経営諮問委員会で審議したうえで、審議の内容を尊重し決定しなければならないこととする。なお、株式報酬は、指名・報酬・経営諮問委員会でその審議を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等	基本報酬	賞与	非金銭報酬等
			(非業績連動)	(業績連動)	(非業績連動)
取 締 役	9人	422	326	19	77
監 査 役	5人	105	105	—	—
計	14人	528	431	19	77

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 業績連動報酬として、社外取締役を除く取締役に対して、賞与を支給することとしております。賞与は、各事業年度の親会社株主に帰属する当期純利益等を勘案し算出された額を賞与として毎年、一定の時期に現金報酬として支給します。なお、当事業年度における親会社株主に帰属する当期純利益は602億円となりました。
3. 非金銭報酬等は、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式を交付することとしております。譲渡制限付株式の割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 取締役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額560百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名です。また、金銭報酬とは別枠で、2021年6月25日開催の第115期定時株主総会において、株式報酬の額として年額140百万円以内、発行又は処分される当行の普通株式の総数は年500,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役は9名（うち社外取締役は3名）です。
5. 監査役の金銭報酬の額は、2010年6月29日開催の第104期定時株主総会において、年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役は5名です。なお、当行の監査役の報酬につきましては、独立性を確保するため、全額固定報酬とし、報酬額は監査役の協議により決定しております。
6. 取締役会は、取締役頭取（代表取締役・グループCOO）米本努に対し各取締役の基本報酬、賞与及び非金銭報酬等の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当行全体の業績等を勘案して各取締役の評価を行うには代表取締役頭取が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬・経営諮問委員会がその妥当性について確認しております。

### 3. 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
田島優子	会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
高山靖子	
木内登英	
菊地和博	
高橋経一	
高橋渡	

### 4. 補償契約

該当事項はありません。

### 5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は、保険会社との間において、当行の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は特約部分も含め当行が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしています。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事項があります。

## 3 社外役員に関する事項

### 1. 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況	当行と当該兼職先との関係
田島優子	株式会社九州フィナンシャルグループ 取締役監査等委員（社外取締役）	開示すべき関係はありません。
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役（社外監査役）	当行と同社グループは相互に資本出資があるほか、通常の営業取引関係にあります。
高山靖子	横河電機株式会社 監査役（社外監査役）	開示すべき関係はありません。
	コスモエネルギーホールディングス 株式会社 取締役監査等委員（社外取締役）	当行と同社は通常の営業取引関係にあります。

(注) 上記の資本出資につきましては、全て議決権保有割合1%未満であります。

## 2. 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
田島優子	7年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	法律及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、「お客さま本位」の業務運営に関する発言を行ったほか、女性活躍推進に関する幅広い知見を基に適宜発言を行い、適切な意見を表明しております。
高山靖子	7年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、サステナビリティ経営に関する幅広い知見を基に適宜発言を行ったほか、指名・報酬・経営諮問委員会では、コーポレート・ガバナンスに関する観点から、適切な意見を表明しております。
木内登英	2年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに出席しております。	金融経済及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。特に、エコノミストとしての幅広い知見を基に、日本経済の動向等について適宜発言を行ったほか、それを踏まえた営業戦略に関する適切な意見を表明しております。
菊地和博	1年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高橋経一	1年9か月	当期開催の取締役会16回中15回、また監査役会14回すべてに出席しております。	金融（財務・会計を含む）及び経営全般に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。
高橋渡	1年9か月	当期開催の取締役会16回すべてに、また監査役会14回中13回に出席しております。	千葉県行政に関する豊富な知識・経験を活かし、必要な発言を適宜行っております。



### 3. 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6人	104	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 4. 社外役員の意見

該当事項はありません。

## 4 当行の株式に関する事項

### 1. 株式数

発行可能株式総数 2,500,000千株  
発行済株式の総数 815,521千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 当年度末株主数

35,125名

### 3. 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	千株 98,931	% 13.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	40,574	5.59
日本生命保険相互会社	26,870	3.70
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	25,923	3.57
第一生命保険株式会社	20,984	2.89
明治安田生命保険相互会社	18,291	2.52
住友生命保険相互会社	17,842	2.46
損害保険ジャパン株式会社	16,287	2.24
株式会社三菱UFJ銀行	14,166	1.95
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	12,767	1.76

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数 (90,941千株) を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

#### 4. 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数（人）	譲渡制限付株式数（株数）
取締役（社外取締役を除く）	6	914,896
社外取締役	—	—
監査役	—	—

（注）上記株式の数には、株式報酬型ストック・オプション制度からの移行措置として2021年7月21日付で付与した譲渡制限付株式694,300株が含まれております。

#### 5 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 6 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人	93	(注2) (注3) (注4)
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 昇		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保 暢子		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長尾 礎樹		

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 会計監査人の報酬等について監査役が同意した理由  
監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前事業年度の監査実績の分析・評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。  
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務は、財務に関する相談業務等であります。  
なお、当該業務に係る報酬等は15百万円であります。  
4. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は122百万円であります。  
5. 上記の金額は、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

### 2. 責任限定契約

該当事項はありません。

### 3. 補償契約

該当事項はありません。

### 4. 会計監査人に関するその他の事項

- イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針  
当行は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定に従い、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。
- ロ. 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実  
該当事項はありません。

## 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8 業務の適正を確保する体制

### 1. 業務の適正を確保する体制の整備についての決議の内容

当行は、業務の適正を確保する体制の整備に係る基本方針を、取締役会において次のとおり決議しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
イ. 「千葉銀行グループの企業行動指針」や「役職員行動指針」を含む「コンプライアンス規程」を定め、役職員の行動指針を明確にするとともに、具体的な手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を通じ、その徹底を図る。  
ロ. 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断する。  
ハ. コンプライアンスに関する重要事項を審議する「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、コンプライアンス統括部署を定める等、コンプライアンス体制を整備する。  
ニ. コンプライアンス充実のための実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を定期的に策定して、これを実施する。  
ホ. 取締役会は、コンプライアンスに関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にコンプライアンスに関する報告を受ける。  
ヘ. 監査役及び業務執行部門から独立した内部監査部署は、コンプライアンス体制の有効性及び適切性等、コンプライアンスに関する監査を行う。  
ト. 役職員の法令違反等に関する通報を職員等から直接受け付ける内部通報制度を整備し、制度に基づいて通報を行った職員等に不利益な取扱いを行わないようにするなど適切な運用を図る。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務の執行に係る情報については、法令の定めによるほか、行内規程により議事録・稟議書等の重要な文書等を適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
イ. 「リスク管理の基本方針」及び各種リスク管理規程を定め、各種リスクの管理部署及び当行全体のリスクの統合管理部署を明確にする等、リスク管理体制を整備する。  
ロ. 取締役会は、リスク管理に関する重要事項の決定を行うとともに、定期的にリスク管理に関する報告を受ける。  
ハ. 監査役及び内部監査部署は、リスク管理体制の有効性及び適切性等、リスク管理に関する監査を行う。

二. 大規模災害、大規模システム障害等、不測の事態を想定した危機管理計画を策定し、必要に応じて訓練を実施する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会において中期経営計画・営業施策等重要な職務の執行を決定するとともに、その進捗等について報告を受ける。

ロ. 取締役会決議により定める取締役及び執行役員にて構成する「経営会議」において、取締役の職務の執行に関する事項を幅広く協議する。

ハ. 執行役員制度の採用により、意思決定及び取締役の監督機能と、業務執行機能を分離し、意思決定及び業務執行の迅速化・効率化を図る。

二. 取締役の職務の執行については、「組織規程」、「職務権限規程」、「業務分掌規程」等において執行権限・執行手続等を定め、効率的な業務運営を図る。

⑤ 当行及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当行及びその子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という。）における業務の適正を確保するため、当行グループ会社に対する管理方法等、グループ運営の基本的な枠組みを記載した「グループ会社管理規程」を定め、当行は子会社各社（以下「各社」という。）に対し、必要に応じて取締役及び監査役を派遣するなど、一体的な管理体制を整備する。

ロ. 各社は、当行のコンプライアンス規程、各種リスク管理規程等に準じて諸規程を定めるとともに、各社のコンプライアンスやリスク管理を当行の管理部署が統括する体制とし、さらに、当行の内部監査部署が各社の内部監査を実施して、当行グループ全体の業務の適正を確保する。

ハ. 各社の重要な業務執行にあたっては、当行へ適時・適切に協議・報告を行う体制とするとともに、当行と各社の役員が定期的に意見交換を行い、当行グループの経営課題について情報を共有化する。

二. 当行及び各社は、相互に不利益を与えないよう銀行法の定めるアームズレングスルールを遵守する。

ホ. 当行及び各社は、財務報告に係る内部統制規程を制定するとともに、内部統制統括部署を定める等、財務報告の信頼性確保のための体制を整備する。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置する。

ロ. 監査役の指揮命令のもとで監査役の職務を補助すべき使用人として、監査役補助者を監査役室に配属する。

ハ. 監査役補助者は業務執行に係る役職を兼務しないこととするとともに、人事異動等については、監査役の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役は、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。

ロ. 前記に関わらず、監査役会は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会ほか重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人との連携等を通じ、監査役の監査の実効性を確保する。

ロ. 代表取締役は監査役と定期的に意見交換を行い、相互認識と信頼関係を維持する。

ハ. 監査役の職務の執行に必要な費用は、監査役の請求に応じて当行が負担する。

## 2. 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

当事業年度における当行の業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当行グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることを目的として、「コーポレート・ガバナンスに関する方針」を公表しております。当行グループは、「グループチーフオフィサー（CxO）制」を導入しており、グループCEOによる全体統括のもと、所管分野の責任者としてグループチーフオフィサーを配置することでグループ統一的な経営管理体制を構築しております。「定時取締役会」を12回、「臨時取締役会」を4回開催し、中期経営計画の策定や業績計画、人材戦略など重要な業務執行の決定を行うとともに、中期経営計画の進捗状況報告などを通じて、取締役の職務執行の監督を適切に行っております。また、取締役会の運営においては、取締役会実効性評価を踏まえ、重要な議案の審議に十分な時間を割き議論の活性化を図ったほか、取締役会の議案以外で中長期的な重要テーマに関するフリーディスカッションや取締役会合宿を実施し、重要な経営戦略等について議論を行いました。その他、取締役会において指名された取締役及び執行役員で構成される「経営会議」を合計43回開催し、取締役の職務の執行に関する事項等を幅広く協議しております。なお、ガバナンスの更なる透明性・客観性を図るため、「指名・報酬・経営諮問委員会」の委員長を社外取締役に変更しました。（基本方針

①、②、③、④）

② コンプライアンス体制

「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で年度毎に策定、「コンプライアンス委員会」を12回開催し、同プログラムの実施状況やコンプライアンス違反に係る真因分析にもとづく再発防止策の検討、マネー・ローダリング及びテロ資金供与対策の一層の高度化に向けた実施状況などについて都度審議を行い、重要な事項を取締役会へ報告しました。また、公益通報者保護法の改正を踏まえ、「ちばぎんグループコンプライアンス・ホットライン規程」を制定するとともに、グループ内外に設置している内部通報窓口の態勢を一層強化し、通報者等への不利益な取扱いの禁止について継続的に周知するなど、通報者保護ルールを適切に運用しております。（基本方針①イ～ホ、ト）

③ リスク管理体制

「ALM委員会」を12回、「信用リスク管理委員会」を4回、「オペレーショナル・リスク管理委員会」を2回開催し、リスク毎の対応方針を協議したほか、半期毎に「統合リスク管理の状況」「市場・流動



性リスクの状況」「信用リスクの状況」等を取締役会へ報告しました。被監査部門から独立した監査部が、本部、営業店及び子会社等の内部監査を実施し、内部監査結果、指摘事項等を毎月「内部監査委員会」及び取締役会へ報告しております。また、全本部室とグループ会社にて定期的に「トップリスク会議」を開催し、重点取組項目の対応状況やリスク項目の選定に係る検討結果等について、社外取締役、監査役とディスカッションを実施し取締役会へ報告しました。サイバー攻撃の発生状況と対策強化、及びサイバー攻撃に係る管理体制等について、定期的に取締役会へ報告するとともに、危機的な事態の発生を想定した対策本部立上げ訓練や重要業務取扱訓練等を実施したほか、休日にATM全面障害が発生した場合に備えた初動にかかる通信訓練、大型台風襲来時を想定した風水害訓練を踏まえて「大型台風襲来時等の対応マニュアル」の改定等を行いました。その他、新型コロナウイルスへの対応状況、業務継続対策等について取締役会などへ報告するなど適切に対応しております。(基本方針③イ、ロ、二)

#### ④ 当行グループにおける業務の適正の確保

グループチーフオフィサー（CxO）を所管分野の責任者として配置することで、グループ統合的な経営管理体制としております。「グループ会社管理規程」に基づき、各社を所管する担当役員の配置や監査役の派遣、当行コンプライアンス・リスク統括部によるコンプライアンスやリスク管理の統括、当行監査部による監査の実施等により、当行グループにおける業務の適正の確保に努めております。各社の経営状況や諸課題を把握することを目的として「グループ統括委員会」を、銀行・グループ間のさらなる連携による相乗効果を発揮することを目的として「グループ推進会議」をそれぞれ2回開催しました。また、グループ一体経営やグループ・ガバナンスの高度化を実現するため、営業面・管理面など執行全般を統括する「グループ戦略部」の新設について決議したほか、責任の明確化の観点より各社の業務所管部を1社1部に定め、これまでのリスクに対する横断的な管理のみならず最適な経営資源配分を実現するため、グループ管理部署を新たに設置することとしました。(基本方針⑤)

#### ⑤ 監査役監査の実効性の確保

監査役会設置会社の機関設計を採用し、監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、重要書類の閲覧、本部・支店への往査、取締役・部長へのヒアリング、グループ監査役会議等を通じ、客観的・合理的な監査を実施しました。また、監査役は、代表取締役及び社外取締役と定期的に意見交換を行っているほか、「内部監査委員会」にて監査部より監査結果等について毎月直接報告を受ける仕組みが構築されていること、三様監査連絡会等を開催しており、緊密な連携を通じて監査機能の実効性の向上に努めております。なお、監査役による監査等の業務や監査役会の運営を円滑に行うため、業務執行者から独立した監査役室を設置し、監査役室長がこれらの役割を担い、監査役への迅速な報告、連絡及び緊密な連携を行っております。(基本方針①へ、③ハ、⑥、⑦、⑧)

## 9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## 10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

## 11 会計参与に関する事項

### 1. 責任限定契約

該当事項はありません。

### 2. 補償契約

該当事項はありません。

## 12 その他

該当事項はありません。

# 計算書類等

## 第117期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
<b>資産の部</b>	
現金預け金	4,061,582
現金	88,047
預け金	3,973,534
コールローン	335,089
買現先勘定	17,999
債券貸借取引支払保証金	5,446
買入金銭債権	10,982
特定取引資産	161,660
商品有価証券	7,420
商品有価証券派生商品	3
特定金融派生商品	16,155
その他の特定取引資産	138,080
金銭の信託	2,079
有価証券	2,554,340
国債	284,858
地方債	308,074
社債	502,115
株式	251,405
その他の証券	1,207,887
貸出金	12,153,618
割引手形	8,162
手形貸付	153,984
証書貸付	11,026,527
当座貸越	964,944
外国為替	5,375
外国他店預け	4,224
買入外国為替	2
取立外国為替	1,147
その他資産	228,007
前払費用	911
未収収益	15,512
先物取引差入証拠金	6,523
金融派生商品	79,090
金融商品等差入担保金	108,965
その他の資産	17,004
有形固定資産	117,499
建物	52,263
土地	59,210
建設仮勘定	1,027
その他の有形固定資産	4,998
無形固定資産	13,976
ソフトウェア	11,023
その他の無形固定資産	2,952
前払年金費用	19,009
支払承諾見返	29,727
貸倒引当金	△25,819
<b>資産の部合計</b>	<b>19,690,575</b>

科 目	金 額
<b>負債の部</b>	
預金	15,424,491
当座預金	315,658
普通預金	11,115,476
貯蓄預金	304,968
通知預金	6,436
定期預金	3,466,664
その他の預金	215,286
譲渡性預金	554,748
コールマネー	810,859
売現先勘定	17,160
債券貸借取引受入担保金	337,074
特定取引負債	18,618
売付商品債券	5,427
商品有価証券派生商品	2
特定金融派生商品	13,188
借入金	1,194,268
借入金	1,194,268
外国為替	724
売渡外国為替	83
未払外国為替	641
社債	110,038
信託勘定借	13,439
その他負債	166,448
未決済為替借	31
未払法人税等	6,788
未払費用	11,863
前受収益	2,962
先物取引差金勘定	2
金融派生商品	87,296
金融商品等受入担保金	28,920
資産除去債務	30
その他の負債	28,553
睡眠預金払戻損失引当金	910
ポイント引当金	502
繰延税金負債	18,834
再評価に係る繰延税金負債	10,402
支払承諾	29,727
<b>負債の部合計</b>	<b>18,708,250</b>
<b>純資産の部</b>	
資本金	145,069
資本剰余金	122,146
資本準備金	122,134
その他資本剰余金	12
利益剰余金	686,795
利益準備金	50,930
その他利益剰余金	635,865
固定資産圧縮積立金	351
別途積立金	575,971
繰越利益剰余金	59,543
自己株式	△62,943
株主資本合計	891,067
その他有価証券評価差額金	70,926
繰延ヘッジ損益	10,408
土地再評価差額金	9,921
評価・換算差額等合計	91,257
<b>純資産の部合計</b>	<b>982,325</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>19,690,575</b>

# 第117期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>245,394</b>
資金運用収益	173,393	
貸出金利息	114,089	
有価証券利息配当金	47,905	
コールローン利息	5,467	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	3,695	
その他の受入利息	2,233	
信託報酬	122	
役務取引等収益	48,970	
受入為替手数料	6,643	
その他の役務収益	42,327	
特定取引収益	1,353	
商品有価証券収益	97	
特定金融派生商品収益	1,227	
その他の特定取引収益	28	
その他業務収益	7,627	
外国為替売買益	2,334	
国債等債券売却益	2,448	
金融派生商品収益	2,678	
その他の業務収益	165	
その他経常収益	13,927	
貸倒引当金戻入益	907	
償却債権取立益	3,417	
株式等売却益	8,986	
金銭の信託運用益	118	
その他の経常収益	496	
<b>経常費用</b>		<b>163,640</b>
資金調達費用	33,012	
預金利息	8,228	
譲渡性預金利息	4,715	
コールマネー利息	△85	
売現先利息	538	
債券貸借取引支払利息	3,764	
借入金利息	1,272	
社債利息	2,027	
金利スワップ支払利息	9,057	
その他の支払利息	3,493	
役務取引等費用	20,459	
支払為替手数料	832	
その他の役務費用	19,626	
その他業務費用	22,448	
国債等債券売却損	22,446	
国債等債券償却	1	
営業経費	82,123	
その他経常費用	5,597	
貸出金償却	4,152	
株式等売却損	165	
株式等償却	473	
その他の経常費用	805	
<b>経常利益</b>		<b>81,753</b>

■ 招集ご通知

■ 事業報告

■ 計算書類等

■ 株主総会参考書類

## 第117期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
特別損失		392
固定資産処分損	255	
減損損失	136	
税引前当期純利益		81,361
法人税、住民税及び事業税	18,897	
法人税等調整額	4,336	
法人税等合計		23,234
当期純利益		58,127

## 第117期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

科 目	金 額
資産の部	
現金預け金	4,065,850
コールローン及び買入手形	335,089
買現先勘定	17,999
債券貸借取引支払保証金	5,446
買入金銭債権	22,612
特定取引資産	162,444
金銭の信託	9,279
有価証券	2,576,106
貸出金	12,107,066
外国為替	5,375
その他資産	320,687
有形固定資産	124,473
建物	55,126
土地	62,461
建設仮勘定	1,027
その他の有形固定資産	5,856
無形固定資産	14,222
ソフトウェア	11,272
その他の無形固定資産	2,950
退職給付に係る資産	18,578
繰延税金資産	3,088
支払承諾見返	31,822
貸倒引当金	△32,260
資産の部合計	19,787,882

(単位：百万円)

科 目	金 額
負債の部	
預金	15,408,192
譲渡性預金	495,748
コールマネー及び売渡手形	810,859
売現先勘定	17,160
債券貸借取引受入担保金	337,074
特定取引負債	18,618
借入金	1,206,808
外国為替	724
社債	110,038
信託勘定借	13,439
その他負債	237,725
退職給付に係る負債	4,476
役員退職慰労引当金	160
睡眠預金払戻損失引当金	910
ポイント引当金	838
特別法上の引当金	24
繰延税金負債	21,742
再評価に係る繰延税金負債	10,402
支払承諾	31,822
負債の部合計	18,726,767
純資産の部	
資本金	145,069
資本剰余金	122,146
利益剰余金	755,517
自己株式	△62,943
株主資本合計	959,789
その他有価証券評価差額金	83,907
繰延ヘッジ損益	10,408
土地再評価差額金	9,921
退職給付に係る調整累計額	△2,911
その他の包括利益累計額合計	101,326
純資産の部合計	1,061,115
負債及び純資産の部合計	19,787,882

## 第117期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
<b>経常収益</b>		<b>278,377</b>
資金運用収益	169,575	
貸出金利息	114,046	
有価証券利息配当金	44,035	
コールローン利息及び買入手形利息	5,467	
買現先利息	0	
債券貸借取引受入利息	1	
預け金利息	3,704	
その他の受入利息	2,319	
信託報酬	122	
役務取引等収益	60,106	
特定取引収益	1,995	
その他業務収益	7,615	
その他経常収益	38,961	
貸倒引当金戻入益	1,352	
償却債権取立益	3,462	
その他の経常収益	34,146	
<b>経常費用</b>		<b>191,394</b>
資金調達費用	33,056	
預金利息	8,228	
譲渡性預金利息	4,713	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△85	
売現先利息	538	
債券貸借取引支払利息	3,764	
借入金利息	1,308	
社債利息	2,027	
その他の支払利息	12,560	
役務取引等費用	19,744	
その他業務費用	22,448	
営業経費	88,982	
その他経常費用	27,162	
その他の経常費用	27,162	
<b>経常利益</b>		<b>86,983</b>
<b>特別利益</b>		<b>90</b>
固定資産処分益	90	
<b>特別損失</b>		<b>403</b>
固定資産処分損	262	
減損損失	140	
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>86,670</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>21,611</b>	
<b>法人税等調整額</b>	<b>4,781</b>	
<b>法人税等合計</b>		<b>26,393</b>
<b>当期純利益</b>		<b>60,276</b>
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>60,276</b>



# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社千葉銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

株式会社千葉銀行  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 昇

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 長 尾 礎 樹

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 千葉銀行 監査役会

常勤監査役	飯 嶋 大 三	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	菊 地 和 博	Ⓔ
常勤監査役（社外監査役）	高 橋 経 一	Ⓔ
監 査 役	片 山 雄 一	Ⓔ
監 査 役（社外監査役）	高 橋 渡	Ⓔ

以 上

## ご参考：政策保有株式に関する事項

### 1. 政策保有株式の保有に関する基本方針

当行では、政策保有株式については、地域金融機関として取引先等との良好な関係の維持・進展を通じて、地域経済の発展並びに当行の企業価値向上に資する等、その保有意義が認められる場合において限定的に保有し、株式保有リスクの抑制や資本の効率性等の観点から、取引先等との十分な対話を経たうえで、縮減を進めることを基本方針としております。

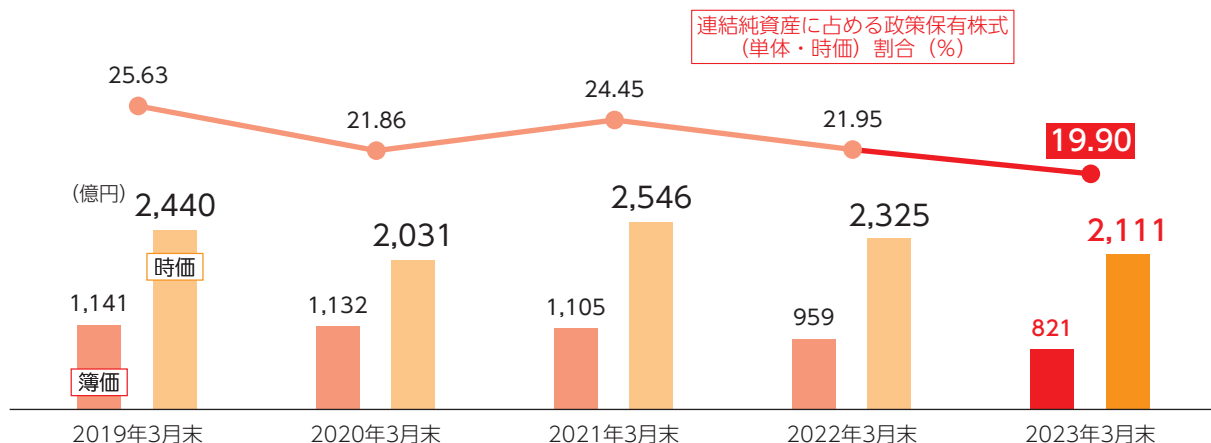
上場株式にかかる定量的な保有効果については、取引先等毎に預貸金からの収益や役員収益、配当収入から、株式に対するみなし引当や株式保有にかかる資本コストを控除し算出した指標を用いて判断しております。取締役会は、保有意義の妥当性について毎年個別銘柄毎に経済合理性や政策保有先の財務・業績内容を勘案した株式価値の将来の見通しを踏まえ、検証しております。

### 2. 純投資目的以外で当社が保有する株式の銘柄数の推移

	2019年3月末	2020年3月末	2021年3月末	2022年3月末	2023年3月末
保有株式銘柄数	323	313	306	285	265
うち上場株式	180	176	167	147	126
うち非上場株式	143	137	139	138	139

※直近5年間の当行（単体）の保有銘柄数の推移を示しております。

### 3. 純投資目的以外で当社が保有する株式（単体）の貸借対照表計上額及び連結純資産に対する比率



※2023年3月末時点で、純投資目的以外で保有する株式の貸借対照表計上額（時価）は2,111億円となり、これは資本合計（連結純資産）の19.90%となります。